

事 務 連 絡
平成21年4月30日

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL.3)
の送付等について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県等からご照会をいただいているご質問に関して、別紙のとおりとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に対しまして、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

また、平成21年3月30日付官報（号外第64号）に掲載した障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第159号）において、児童デイサービス費の家庭連携加算の算定回数について記載されておきませんが、当該加算については、平成21年4月の報酬改定により「1月につき2回」から「1月につき4回」算定できることとなっておりますのでご留意下さい。

なお、官報掲載事項の訂正については、後日行うこととしておりますのでご承知おき下さい。

| |
|---|
| 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課福祉サービス係 服部 TEL:03-5253-1111 (内線 3036) FAX:03-3591-8914 |
|---|